

令和2年8月7日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

長期使用の扇風機についての注意喚起について

(詳細は次頁以降参照。)

- | | |
|---|-----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故 (うち石油給湯機1件、ガストーチ1件、 屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(LPガス用)1件) | 3件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 製品起因が疑われる事故 (うち扇風機1件、ポータブルDVDプレーヤー1件、 電気ストーブ(オイルヒーター)1件、電動アシスト自転車1件) | 4件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 製品起因か否かが特定できていない事故 (うちエアコン(室外機)1件、電気掃除機2件、 LEDランプ(環形)1件、かみそり(替刃式)2件、 エアコン1件、電子レンジ2件、電気洗濯機1件) | 10件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件 該当案件なし | |

1. ～4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

株式会社日立製作所（現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社）が製造した長期使用の扇風機についての注意喚起（管理番号：A202000313）

①事象について

株式会社日立製作所（現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社（法人番号：8010401057011））が製造した扇風機を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

※当該製品は長期使用（50年以上）された製品

②使用者への注意喚起

長期使用の古い扇風機は、モーター、コード、コンデンサー等の電気部品の経年劣化により出火に至るおそれがあります。

御使用の際に、次のような症状がある場合は、すぐに使用を中止し、電源プラグをコンセントから外して、製造事業者等に御相談ください。



- 電源コードが折れ曲がったり破損している。
- 電源コードに触れると、ファンが回ったり回らなかったりと動きが不安定である。

また、扇風機を使用していないときは、電源プラグをコンセントから抜いてください。古い扇風機では、電源が入っているにもかかわらず、ファンが回っていないことでスイッチが「切」の状態になっていると誤認することがあり、そのまま放置すると出火に至るおそれがありますので御注意ください。

同社は、2009年（平成21年）4月1日から「扇風機の長期使用についてのお知らせとお願い」として、ウェブサイトに扇風機の使用に当たっての確認事項を掲載し、1つ以上当てはまる症状がある場合には、使用を中止するよう呼び掛けています。



【問合せ先】

日立グローバルライフソリューションズ株式会社 日立長期使用製品安全表示
制度窓口（お客様相談センター）

電話番号：0120(3121)11

050(3155)1111（携帯電話、PHS）

受付時間：9時～17時30分（月～土）

9時～17時（日・祝日）

※事業者休日を除く。

ウェブサイト：

https://kadenfan.hitachi.co.jp/support/lng_hyoji/elfan/index.html

③消費者庁及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）の注意喚起

・消費者庁

「扇風機等の家電製品の経年劣化事故に御注意ください」

（2016年6月14日公表）

ウェブサイト：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160614kouhyou_1.pdf

・独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）

「扇風機やエアコンの思わぬ火災を防ぐには？～古い扇風機や、エアコンの電源コードに注意～」（2018年6月28日公表）

ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/data/000091549.pdf>

「エアコン・扇風機の事故に注意～6月から急増！火災事故～」

（2019年6月27日公表）

ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/data/000099435.pdf>

(参考) 長期使用の扇風機について注意喚起を行っている主な製造事業者及び問合せ先

| ブランド名 | 製造事業者名 | URL/問合せ先 |
|--------------------------------|-------------------------------------|--|
| SANYO 新日本電気 ゼネラル | 三洋電機株式会社 | https://www.panasonic.com/jp/support/sanyo/info/psef080430.html 扇風機相談室 電話番号：0120-34-0979 受付時間：9:00～17:00（土日祝日・事業者休日を除く。） ※同社では、昭和52年以前の扇風機について、使用の中止を呼び掛けています。次のURLで昭和52年以前の販売機種か否かがチェックできます。 https://www.panasonic.com/jp/support/sanyo/pdf/psef080430_list_s.pdf <次の事業者でも注意喚起を行っています。> 日本電気株式会社 http://www.nec.co.jp/news/info/20070824.html 株式会社富士通ゼネラル http://www.fujitsu-general.com/jp/i_info/fan/ |
| SHARP | シャープ株式会社 | http://www.sharp.co.jp/support/safety/fan_info.html お客様相談センター 電話番号：0120-078-178（固定電話、PHS） 0570-550-449（携帯電話） 受付時間：月曜～土曜：9:00～18:00 日曜・祝日：9:00～17:00（年末年始を除く。） |
| TOSHIBA | 東京芝浦電気株式会社（現 東芝ホームテクノ株式会社） | https://www.toshiba-tht.co.jp/info/070907_j.htm 東芝生活家電ご相談センター 電話番号：0120-1048-76 0570-0570-33（携帯電話、PHS） 受付時間：月曜～土曜：9:00～18:00 日曜・祝日：9:00～17:00（事業者休日を除く。） |
| National | 松下精工株式会社（現 パナソニックエコシステムズ株式会社） | https://panasonic.co.jp/ls/pes/info/important/e-fan.html 扇風機ご使用相談窓口 電話番号：0120-880-107 受付時間：9:00～17:00（土日祝日・事業者休日を除く。） |
| HITACHI | 株式会社日立製作所（現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社） | http://kadenfan.hitachi.co.jp/lng_hyoji/elfan/index.html 日立長期使用製品安全表示制度窓口 電話番号：0120-3121-11 050-3155-1111（携帯電話、PHS） 受付時間：月曜～土曜：9:00～17:30 日曜・祝日：9:00～17:00（年末年始を除く。） |
| 富士電機 Fuji Electric | 富士電機株式会社 | http://www.fujielectric.co.jp/contact/index_fan.html 広報 IR 部広報課 電話番号：0120-12-6504（携帯電話、PHS 利用可） 受付時間：9:00～17:00（土日祝日を除く。） 同時間帯以外でお急ぎの方 電話番号：0120-24-9277 |
| MITSUBISHI | 三菱電機株式会社 | http://www.mitsubishielectric.co.jp/oshirase/naganen_kaden/kisyu01.html 問合せ窓口 電話番号：0120-490-499 受付時間：9:00～17:30（土日祝日・事業者休日を除く。） |
| 森田電工 MORITA | 森田電工株式会社（現 株式会社ユーイング） | http://www.uing.u-tc.co.jp/anounce/doc/a07091201.html 問合せ窓口 電話番号：0120-911-597 受付時間：9:00～17:00（土日祝日・事業者休日を除く。） |

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：加藤、鈴木、豊田

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：関根、田代

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発都道府県 | 備考 |
|------------|-----------|----------|------------------------|------------|-------------|------------|---|---------|--|
| A202000314 | 令和2年3月24日 | 令和2年8月3日 | 石油給湯機 | IB-36 | 株式会社長府製作所 | 火災 | 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 熊本県 | 製造から30年以上経過した製品 令和2年4月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年7月30日 |
| A202000316 | 令和2年7月21日 | 令和2年8月3日 | ガストーチ | KC-700 | 新富士バーナー株式会社 | 火災 軽傷1名 | 飲食店の厨房で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 東京都 | |
| A202000324 | 令和2年7月21日 | 令和2年8月4日 | 屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(LPガス用) | GQ-2037WSO | 株式会社ノーリツ | 火災 | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 沖縄県 | |

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発都道府県 | 備考 |
|------------|----------|----------|-----|-------|---|------|-----------------------------|---------|---|
| A202000313 | 令和2年6月9日 | 令和2年8月3日 | 扇風機 | H-653 | 株式会社日立製作所 (現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社) | 火災 | 当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。 | 福岡県 | 製造から50年以上経過した製品 令和2年7月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年7月30日 平成21年4月1日から使用中止等の呼び掛けを実施(特記事項を参照) |

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生都道府県 | 備考 |
|------------|-----------|----------|-----------------|------------------------|--|------|--|----------|--|
| A202000318 | 令和2年1月20日 | 令和2年8月4日 | ポータブルDVDプレーヤー | VS-GD1100 | 株式会社ベルソス (輸入事業者) | 火災 | 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。 | 東京都 | 令和2年6月18日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年1月21日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意 |
| A202000325 | 令和2年7月30日 | 令和2年8月4日 | 電気ストーブ(オイルヒーター) | ATZL12/9J (DBKブランド) | 日本ゼネラル・アプライアンス株式会社 (DBKブランド) (輸入事業者) | 火災 | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。 | 東京都 | 製造から25年以上経過した製品 |
| A202000329 | 令和2年7月26日 | 令和2年8月5日 | 電動アシスト自転車 | KH-DCY01 | 株式会社カイホウ ジャパン (輸入事業者) | 火災 | 異臭がしたため確認すると、当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。 | 千葉県 | 令和2年8月6日に消費者安全法の重大事故等として公表済 |

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生都道府県 | 備考 |
|------------|-----------|----------|------------|------------|--|----------|--|
| A202000315 | 令和2年7月27日 | 令和2年8月3日 | エアコン(室外機) | 火災 | 神社で当該製品を使用中、ブレーカーが作動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 石川県 | 製造から15年以上経過した製品 |
| A202000317 | 令和2年6月29日 | 令和2年8月4日 | 電気掃除機 | 火災 | 公共施設で当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 東京都 | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年7月27日 |
| A202000319 | 令和2年7月15日 | 令和2年8月4日 | LEDランプ(環形) | 火災 | 当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 静岡県 | |
| A202000320 | 令和元年9月23日 | 令和2年8月4日 | かみそり(替刃式) | 重傷1名 | 当該製品の替刃を交換中、右手指を負傷した。使用状況を含め、現在、原因を調査中。 | 大阪府 | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年2月25日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意 |
| A202000321 | 令和2年7月24日 | 令和2年8月4日 | エアコン | 火災 | 飲食店で当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 東京都 | 製造から15年以上経過した製品 |
| A202000322 | 令和2年7月18日 | 令和2年8月4日 | 電子レンジ | 火災 | 社員寮で、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 愛知県 | 令和2年8月6日に 消費者安全法の重大事故等として公表済 |
| A202000323 | 令和2年7月22日 | 令和2年8月4日 | 電気掃除機 | 火災 軽傷1名 | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 大阪府 | 令和2年8月6日に 消費者安全法の重大事故等として公表済 |
| A202000326 | 令和元年5月29日 | 令和2年8月4日 | かみそり(替刃式) | 重傷1名 | 使用者(70歳代)が当該製品の替刃を交換中、左手指を負傷した。使用状況を含め、現在、原因を調査中。 | 福井県 | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年6月3日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意 |

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生都道府県 | 備考 |
|------------|-----------|----------|-------|------|---|----------|-----------------------------|
| A202000327 | 令和2年7月23日 | 令和2年8月5日 | 電気洗濯機 | 火災 | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 神奈川県 | 令和2年8月6日に消費者安全法の重大事故等として公表済 |
| A202000328 | 令和2年7月23日 | 令和2年8月5日 | 電子レンジ | 火災 | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。使用状況を含め、現在、原因を調査中。 | 大阪府 | 令和2年8月6日に消費者安全法の重大事故等として公表済 |

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

電動アシスト自転車（管理番号：A202000329）

